

弁護士資格を前提に就任した取締役の対第三者責任と過失相殺

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年4月9日
【事件番号】 令和4年（ワ）第12234号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 認容
【参照法令】 会社法429条1項、民法709条
【掲載誌】 金判1698号8頁
◆ LEX/DB 文献番号 25611630

国土館大学教授 武田典浩

事実の概要

A社は、不動産の賃貸等に関する業務等を目的とする株式会社（取締役会非設置会社）であり、定款に株式の譲渡制限に関する定めがある。XはA社の代表取締役であり、同社の株式の過半数を有している。Yは、弁護士で税理士でもあり、A社の取締役を務め、当初は経理業務と地代の集金の代行業務を行っていた。B社は、東京都等において男性用脱毛エステティックサロンを複数店営んでいた株式会社であり、Cが代表取締役を務めるとともに、発行済株式の全てを有していた。

平成29年冬頃、YはM&AアドバイザーであるDよりB社の買収（以下「本件買収」という。）案件を知らされ、Xからの依頼を受け、A社において本件買収に係る業務をも担当することになった。その後、Y、C及びDとの間で本件買収に向けた交渉が進められ、そこでは、本件買収に伴い、B社が負っている借入金債務等に関する連帯保証についてCからXに切替えを行う（以下「本件切替え等」という。）ことについても協議されていた。Yは、Dから、平成30年2月にはB社の直近3年分の会計資料、平成30年6月には直近1年分の月次推移損益計算書を手し、毎期、営業損失及び当期純損失を計上し、最直近会計年度には4023万円余の債務超過に陥っており、平成29年11月に生命保険の解約返戻金として5692万円余が雑収入として存在している（ただし、会計資料上は記載せず）との情報を得た。しかし、同

解約返戻金はCからの借入金の返済に充てられるなどしていた。これら会計資料はYからのメールによりXにも共有されていた。

平成30年6月26日開催のA社役員会において、Yは、B社には財務的な不安はない旨、M&Aを専門とする弁護士である自分がしっかりとB社の財務内容についてデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）を行ったから大丈夫である旨を述べた。この時点までに、Yから、Xに対して、本件切替え等が必要になることは説明されていた。

平成30年7月17日、CがA社に対してB社の発行済株式全てを譲渡（以下「本件譲渡」という。）し、A社がCに対して本件譲渡の対価として1000万円を支払う旨合意した（以下「本件譲渡契約」という。）。それに伴い、CがB社の取締役及び代表取締役を辞任し、XがB社の取締役及び代表取締役に就任した。

A社はCに対し、平成30年8月1日及び同月14日の2回に分けて、本件譲渡の対価を、Xからの借入力で賄って支払った。

B社はE銀行及び各信用保証協会（以下「E銀行等」という。）との間で、第1借入れないし第4借入れに係る各消費貸借契約及び信用保証委託契約（第4借入れについてのみ信用保証協会による保証なし）を締結し、借入金債務（総額1億900万円）及び求償債務（以下「本件借入金債務等」）を負担しており、本件借入金債務等については、Cが連帯保証人となっていた。本件譲渡契約では、同契約の締結後、速やかに、Xが本件借入金債務等に

ついて連帯保証人の変更等の手続を行う旨の規定が設けられていた。これを受けて、Xは、本件譲渡契約締結後の平成30年8月15日、E銀行等に対し、B社の本件借入金債務等について連帯保証する旨を書面で約した。これに伴い、Cは、本件借入金債務等のうち、第1借入れから第3借入れに係る借入金債務等について、Xと共同連帯保証する形となった。

Yは、Xに対し、直ちにB社に運転資金を入れなければ同社が倒産する旨を告げて、平成30年8月27日から11月15日にかけて3回に分けて、A社からB社に対し合計800万円の貸付けをさせた。これら貸付金はXからの借入金によって賄われた。

B社は、平成31年3月25日に名古屋地方裁判所に破産手続開始を申し立て、令和元年7月18日に破産手続開始の決定を受け、当該破産手続は、令和2年12月22日に異時廃止により終結した。令和元年7月26日、Xは、その所有に係る土地を第三者に1億7300万円で売却し、その売却益を原資として、E銀行等に対し、本件借入金債務等の代位弁済として4008万4084円を支払った。また、Xは令和2年5月15日、同売却により生じた土地譲渡所得税2358万9750円を納付した。

XはYに対し、会社法429条1項等に基づき、Xに生じた損害額合計6367万3834円の支払を求めた。

判決の要旨

請求認容（控訴）。

1 善管注意義務違反について

「Yは、A社において本件買収……を担当する取締役として、B社の財務状態や経営成績等に鑑みて、本件買収によってA社に回復が困難となるほどの損失を発生させるとともに、近い将来にB社の借入金債務等に係る保証人の責任を発生させ、B社に対する求償も不能となるような危険性があり、かつその危険性を認識することが可能であった場合には、A社が本件買収を行うことを避せるとともに、B社の借入金債務等に係る連帯保証人を旧代表者であるCから新代表者であるXに切り替えさせることも避せよう行動すべ

き善管注意義務を負っていたと認めるのが相当である。殊に、Yは、弁護士の資格を有しており、これを前提に……取締役役に就任したのであるから……Yの取締役役としての上記善管注意義務については高度のものが求められていたというべきである。」「Yは……善管注意義務の一環として……B社の買収に際しては、B社の財務諸表に挙げられている各費目についても、その実体があるか否かなどの点について相応の調査をした上で、A社の役員会の場においてB社の買収及びこれに伴う本件切替え等の実施の是非に関して適切な経営判断ができるように、必要な情報提供や助言をする義務を負っていたものというべきである。」「しかるに……Yは、本件買収に際し、上述のような調査をしていなかった……生命保険積立金……の計上額は実体の伴わない資産であったことを看過した……。」「Yは、A社の取締役として負っていた……調査及び情報提供等を行う義務、ひいては……善管注意義務に違反したものであるというべきであり、Yが弁護士として高度の注意義務を課されていたこと……にも照らすと、その注意義務違反の程度は著しいといえることができる……Yは、A社の取締役として職務を行うについて重大な過失があった……。」

2 過失相殺について

「Xは、本件買収を決断するに先立って、会計資料を共有され……B社の財務状況について一定の認識を形成することができる状況にあったにもかかわらず、Yの説明をいわば盲目的に信頼し……た……A社の代表取締役として一定の落ち度があったこと自体は否定し難い……他方で……①……YがXにした説明は……不相応に楽観的であるとの印象が否めない……事実と反する内容であったりするなど、誤った経営判断に至るような情報の提供や助言に終始していたこと、②……Yは、財務諸表に挙げられている各費目について調査をしていなかった上、役員会の場等でも……不自然な雑収入の存在に特段言及しなかったこと……③Yは……貸借対照表に計上された生命保険積立金の金額が実体を伴わないものであったことを知っていたにもかかわらず、Xにこれを報告していなかったものと強く疑われること、④Yが弁護士として高度の注意義務を課されており、そう

であるからこそXの信頼を得たといえることなどの事情……に照らすと、Yの任務懈怠の程度は著しいと評価すべきであるから、本件で過失相殺するのは相当ではない。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、B社の買収に関し弁護士である取締役Yが行ったDDに重大な過失があったことにつき、買収に伴いB社の債務につき連帯保証をし代位弁済を行ったXが、Yに対して会社法429条1項（取締役の対第三者責任）に基づき損害賠償請求を行ったという、同一会社内の取締役が原告・被告と分かれて同責任の追及がなされた珍しい事案である（以下本件の判示内容を「本件判示」という。）。同一事案について、A社がYに対し会社法423条1項（取締役の対会社責任）に基づき損害賠償請求を行い、原審¹⁾では請求が認容され、Yによる控訴に対し控訴審（以下「前件判示」という。）²⁾では控訴が棄却された前件訴訟が存在しており、両事件とも、①弁護士である取締役の善管注意義務については高度のものが要求されるとする点、②過失相殺を一切認めなかった点が、重要である。

二 取締役の善管注意義務

弁護士や公認会計士などの専門家が取締役に就任している場合、その取締役の善管注意義務は高度化される³⁾のかが予てより議論されているが、現在では、専門家であることから直ちに高度の注意義務が導かれるのではなく、取締役任用契約等においてその専門家が前提とされているときには、注意義務が高度化されるとの見解が一般的である⁴⁾。取締役の善管注意義務の内容は会社と取締役間における委任契約の解釈により導き出されるのであり、そこに特約条項等が無ければ通常の善管注意義務となり、特約条項等があれば、それに伴い善管注意義務の内容が高度化すると解せるからである。

本件判示を見ると、Yは本件買収担当の取締役として、B社の財務状態如何によっては、本件買収や本件切替を阻止すべく善管注意義務を負うとしており、「殊に」Yが弁護士資格を有していることがYの善管注意義務を高度化させる理由と

して付記されている。そして、Yの善管注意義務の一環としてB社財務諸表上の各費目を調査し、A社役員会において、B社の買収に関して必要な情報提供等を行う義務を負い、その義務に違反していたとしており、Yの弁護士資格を理由とする高度の注意義務に照らすと、その注意義務の程度は著しいとしている。このようなロジックは前件判示⁵⁾と同様である。これについて、本件買収を任された取締役として、B社の財務状態如何を調査していないことでも不十分なDDに該当するため、十分に注意義務違反となるのであるから、弁護士資格を理由とする高度の注意義務について言及する必要はなかったのではないかとの批判が前件判示に寄せられている⁶⁾。

2点検討する。第1には、前件にも本件にも共通することとして、A社役員会への情報提供等を行う義務の違反を認定する前提として、Yが、自分はM&Aを専門とする弁護士であるから、しっかりとDDを行っている旨を強調しているとの事実が認定されている点である⁷⁾。この判示部分を字面通りに読めば、やはり弁護士としての高度化した注意義務を前提に判示している⁸⁾。第2には、本件判示は、Yの注意義務の程度が著しいことの直接的な理由付けとして注意義務の高度化に言及し、対第三者責任の重過失認定⁹⁾に繋げている。とすると、前件は軽過失をその要件とする対会社責任を問題としているため、そこでは注意義務の高度化には言及する必要はない（もちろん、前件判示には著しい注意義務違反の認定はない¹⁰⁾が、本件はYの重過失を認定する必要があるため、その言及の必要があったと説明できる。

三 過失相殺

被害者と加害者との間の公平を図るため、被害者の過失を考慮して、加害者の賠償額を減額する過失相殺制度は、取締役の責任についても（類推）適用されるかが議論されている。取締役の連帯責任の観点から、他の取締役の過失¹¹⁾をもって過失相殺の根拠とすることに否定的な見解¹²⁾も存在していた対会社責任とは異なり¹³⁾、対第三者責任については、第三者と取締役とにおいて、具体的事案において公平な責任分配を行うべきとの要請より、過失相殺がなされている事案が多い¹⁴⁾。また、取締役の対第三者責任の法的性

質で特別法定責任説¹⁵⁾に立脚すると、それは不法行為責任ではないため、民法の不法行為法上の過失相殺規定が適用されないにもかかわらずは解されたが、現在は、被害者と加害者との公平を図るといふその趣旨は取締役の対第三者責任にも妥当することにより、過失相殺規定が適用されると解されている¹⁶⁾。

本件判示は、Xの落ち度とYの任務懈怠とを対比させることにより、Yの任務懈怠の程度は著しいと評価し、過失相殺を否定した。不法行為法の過失相殺における被害者側の過失も、被害者としての結果回避のための合理的な行為態様と実際の行動とのずれをもって判断され¹⁷⁾、これと加害者側の過失とが対比されて過失相殺の可否が判断されるため、それが取締役同士の争いになる¹⁸⁾と、それぞれの任務懈怠の対比となる。

これまでの対第三者責任の過失相殺事例において、第三者の過失として認められた事情としては、相手方の信用調査を怠ること、積極的に取引を行ったこと、債権保全措置を怠ったことなどが挙げられている¹⁹⁾。これに対し、取締役側の事情として、取締役に第三者が損害を被ることについての認識がある場合や、詐欺的取引が行われた場合などには、過失相殺がされにくいとの指摘もある²⁰⁾。本件では、XもB社の財務状況を事前に知らされていたとの事情が落ち度²¹⁾として認定できるものの、それにも比してYの任務懈怠の程度が著しいとされた事実として、①～④が認定されている。④は、Yが専門家であるがゆえの注意義務の高度化についての言及であるが、それだけでなく、①～③はB社に関する財務情報を中心とした不十分な情報提供ないしは情報不提供についての認定であり、これらはYの専門家性を前提として相当に悪質なものであると認定したと解される。よって、これらの事情を総合したYの重過失がXの不注意を惹起し、過失相殺を否定した²²⁾といえよう。

ゆえに、判旨全体を通じ、少なくとも本件判示においては、専門家であることを理由とする注意義務の高度化の判示は、やはり必要であったといえよう。

●—注

1) 東京地判令 4・3・23 金判 1673 号 34 頁。

- 2) 東京高判令 4・9・15 金判 1673 号 26 頁。
- 3) 取締役の注意義務が高度化されるとの表現が頻りに利用されているが、取締役の注意義務のレベルは変化せず、そのなかで取締役の経営判断の裁量（行動選択）の幅が狭まると理解することができる。しかし、以下では、慣例通り、注意義務が高度化されるとの表現を用いる。
- 4) 従来の裁判例も同様の傾向にある。野田輝久「前件判批」リマークス 69 号（2024 年）88 頁。
- 5) 金判 1673 号 39 頁。
- 6) 松嶋隆弘「いわゆる『士業』者が株式会社の役員に就任した場合における、その責任」小賀野晶一先生古稀祝賀『民法の展開と構成』（成文堂、2023 年）704 頁注 21、山下典孝「前件判批」金判 1689 号（2024 年）5 頁。
- 7) 金判 1673 号 33 頁、39 頁、金判 1698 号 20 頁。
- 8) 松嶋・前掲注 6）704 頁注 21 は同判示部分を、取締役・弁護士として注意義務の、いずれの読み方もできる可能性を指摘する。
- 9) ここでいう重過失は取締役の客観的な義務と、実際に選択された行動との乖離の度合いで判断される（道垣内弘人『重過失』概念についての覚書』平井宜雄先生古稀記念『民法学における法と政策』（有斐閣、2007 年）562 頁）。よって、専門家としてより慎重に行動選択すべき者がその慎重さを欠くことにより、通常人と比べて重過失が認定されやすい。
- 10) ただ、前件においてもYの注意義務違反は著しいと解することもできる（山下・前掲注 6）5 頁）。
- 11) 対会社責任における被害者側の過失は取締役の過失である。稲田和也「取締役の第三者責任に基づく損害賠償と過失相殺」法時 78 巻 2 号（2006 年）91 頁。
- 12) 近藤光男『取締役の損害賠償責任』（中央経済社、1996 年）241 頁（初出は 1992 年）。
- 13) 現在では、取締役の責任について実質的に軽減すべき理由があれば過失相殺を一概に反対すべきものではない見解が一般的である。山下友信「判批」ジュリ 1145 号（1998 年）109 頁。
- 14) 近藤・前掲注 12）234 頁（初出は 1990 年）。
- 15) 最大判昭 44・11・26 民集 23 巻 11 号 2150 頁。
- 16) 最判昭 59・10・4 判時 1143 号 143 頁。
- 17) 窪田充見『不法行為法〔第 2 版〕』（有斐閣、2018 年）429 頁。なお、加害者側の過失については、注 9）を参照。
- 18) 船津浩司「本件判批」ジュリ 1602 号（2024 年）3 頁参照。
- 19) 稲田・前掲注 11）89 頁。
- 20) 野上誠一『判例法理から読み解く裁判実務 取締役の責任』（第一法規、2022 年）262 頁。
- 21) 松嶋隆弘「本件判批」JCA71 巻 11 号（2024 年）53 頁注 8 は、Xにも相当な落ち度があるという。
- 22) 加害者の故意が被害者の不注意を惹起すると、過失相殺が否定される（窪田・前掲注 17）430 頁）ので、本件のようにYに重過失があるときも同様に考えられる。